

一般事業主行動計画

機構職員が、その能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28 年 04 月 01 日～平成 31 年 03 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：平成 28 年 08 月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 平成 28 年 06 月～ 所定外労働の現状を把握
- 平成 28 年 07 月～ 社内検討委員会での検討開始
- 平成 28 年 08 月～ ノー残業デーの実施
機構内メール、事務所内掲示による職員への周知

目標 2：年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 8 日以上とする。

<対策>

- 平成 29 年 03 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成 29 年 04 月～ 年数回開催する全国支局長等会議を活用し、計画的な取得に向けて管理職を対象とした研修の実施
- 平成 29 年 06 月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する